

「個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について」に対する市民政策コメントの結果について

実施期間 令和4年9月15日（木）～10月4日（火）

件数 6件（3名）

No.	ご意見	市の考え方
1	デジタル社会への対応は必要なことと思うが、マイナンバーカードの普及による金融機関の口座情報など重要な情報が適切に保護されるよう求める。役所内での規範の徹底を求める。	個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が施行される令和5年4月以降は、地方公共団体は国が示したガイドラインで適正な運用を確保することになります。本市においても、市民の皆さんの権利利益を守るため、国のガイドラインに従って管理体制の整備や各種セキュリティ対策、職員研修の実施などを行い、安全管理の徹底を図ります。
2	「議会は法が適用されないため除く」ということだが、議会がどのように整備されていくかも書かれているとよいと思った。	法改正に伴う、議会の対応について説明が不足しており、申し訳ありません。市議会については、法の規律の対象外となっており、個人情報の保護については自律的な対応が求められています。現在、市議会の方で独自に個人情報保護に関する規定の整備について検討が進められているところです。
3	鳥取市情報公開・個人情報保護審査会の役割が大きくなると思われるので、設置要領をしっかりと作成していただきたい。	鳥取市情報公開・個人情報保護審査会の設置につきましては、「鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例」において定めております。今回の法改正により新たに規定された審議会への諮問に関する事項についても、同条例で規定することにしております。
4	マイナンバーカードの普及で、デジタル化がさらに進むと思われるので、「個人情報保護」と「データ流通」の両立を図って国の成長につなげるよう、細心の注意をはらって運用していただきたい。	法が施行される令和5年4月以降は、地方公共団体は国が示したガイドラインで適正な運用を確保することになります。本市においても、市民の皆さんの権利利益を守るため、国のガイドラインに従って管理体制の整備や各種セキュリティ対策、職員研修の実施などを行い、安全管理の徹底を図ります。
5	個人情報の保護は大切で重要であると考えている。国、地方の行政機関、民間と個人情報の取扱は様々である。地方の行政機関はそれぞれの判断等が異なっておりこれが2000個問題となっている。マイナンバーカードにしても義務化されるのは時間の問題であり、効率性、利便性、総量的にも一本化するべきである。ただし、安全性、サイバーセキュリティ等を含め強化すべきである。	今回の法改正は、「個人情報保護」と「データ流通」の両立を目的とし、国、独立行政法人、民間事業者の個人情報保護制度を一つの法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度も全国的な交通ルールを規定することとしております。法が施行される令和5年4月以降は、地方公共団体は国が示したガイドラインで適正な運用を確保することになります。本市においても、市民の皆さんの権利利益を守るため、国のガイドラインに従って管理体制の整備や各種セキュリティ対策、職員研修の実施などを行い、安全管理の徹底を図ります。

No.	ご意見	市の考え方
6	<p>災害時や有事の時にどう対応するかである。本人の同意の有無で平時には情報は公開しないとあるが、この同意の有無等の確認は民生委員、自治会長等が行っている。最近自治会への加入世帯が増えており、住民の活動に参加しない世帯も増えている。未加入者の共助等は困難である。自治会のあり方を含めた議論をすべきである。</p>	<p>今回整備を行う(仮称)個人情報保護法施行条例については、法の施行に必要な事項について定めることとなっており、災害時等における具体的な対応について規定することはできません。また、災害時の要配慮者の情報の取扱いについては、災害対策基本法など他の法律で規定される部分もあります。一方で自治会のあり方、個人情報の取扱い等については、お寄せいただいたご意見のとおり課題もありますので、内容を関係課と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>